

大川目小学校いじめ防止基本方針（概略版）



基本的な考え方

学校教育目標である「やさしく かしく たくましく」の心を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。

校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

いじめの定義

（いじめ防止対策推進法による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ防止対策のための組織と取組

学校では、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの早期発見及び対処等を行います。

- ・ 定例会（校長、副校長、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SC等）
- ・ 職員研修会
- ・ アンケートの実施と集計

月1回の定例会のほか、重大事態が発生した場合には学校以外の関係機関と連携して対応にあたります。

（保護者、教育委員会、警察等関係機関）

情報はこちらまでお願いします。

大川目小学校 55-3254

いじめの認定

行われた行為がいじめかどうかの判断は法律によって行います。

- 1 行為をした者(甲)も行為の対象となった者(乙)も児童生徒であること
- 2 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- 3 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- 4 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

以上の4つの要素すべてに該当した場合に、法律上「いじめ」と判断されます。

学校では、「いじめたかどうか」ではなく、行った行為が法律でいじめにあたるかどうかを判断し対応します。日常起こり得るトラブル等についても、一つひとつ丁寧に聞き取り、子どもに寄り添って対応していきます。

児童会では

「わたしたちの9つのがんばり（児童会スローガン）」に取り組み、安心して安全な学校づくりを目指すことでいじめ防止につなげます。

いじめを早期に発見するために

アンケート調査を実施し、児童や保護者からの情報収集を定期的に行います。

定期的に教育相談を行い、児童から情報収集を行います。

学校評価アンケートの際に、いじめ防止への取組について保護者の皆様に評価をしていただき、取組みの見直しを行います。